



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:上野・進藤

同月に資格取得・喪失した場合の社会保険料徴収

退職

今回のあおぞらレターでは、入社し、すぐに退職してしまった場合、どのように本人の給与から社会保険料を徴収すればよいか、お伝えいたします。

出所:労働新聞第3160号 (労働新聞社)

1カ月未満も徴収? 年金保険料や拠出金

問 厚生年金保険料と一緒に児童手当の拠出金を納付しますが、拠出金は4月から率が見直されたようですが、仮に入社して1カ月も在籍しなかったときでも、徴収されるということでしょうか。

答 児童手当の支給に要する費用等の一部に充てられている子ども・子育て拠出金の額は、厚生年金の被保険者(産前産後や育児休業により保険料を徴収されない被保険者を除く)業により保険料を徴収される必要となるため、還付等必要となる事務処理を行う(平27・9・30年管審発0930第13号)としていいます。

「厚生年金被保険者の資格の同月得喪」に関して、(共済年金と厚生年金の一元化により)「厚生年金の被保険者期間に」としていいます。

1000分の2・9(施行令27条に変更されたとされたことから、当該者に係る当該月の厚生年金保険料および子ども・子育て拠出金の納付は不要となるため、還付等必要となる事務処理を行う(平27・9・30年管審発0930第13号)としていいます。

● 通常の場合

社会保険	本人負担分	会社負担分
健康保険料	●入社月は徴収しない 入社月の翌月の給与支給時から徴収する	●入社月は負担しない 入社月の翌月から負担する
厚生年金保険料	●退職月は徴収しない 退職月の前月の給与支給時まで徴収する ※但し、月末退職除く(注)	●退職月は負担しない 退職月の前月まで負担する ※但し、月末退職除く(注)

注) 月末退職者は、退職月も徴収・負担する。

1000分の2・9(施行令27条に変更されたとされたことから、当該者に係る当該月の厚生年金保険料および子ども・子育て拠出金の納付は不要となるため、還付等必要となる事務処理を行う(平27・9・30年管審発0930第13号)としていいます。

● 同月に資格取得・喪失した場合

社会保険	本人負担分	会社負担分
健康保険料	一か月分徴収する	一か月分負担する
厚生年金保険料	原則徴収しない	原則負担しない

本人分も含めて会社が納付
本人分も含めて会社が一旦納付後、還付等される(※)

※社会保険料は同月中に厚生年金保険または国民年金に加入した場合は、発生しませんが、事務手続き等の関係上、一旦納付・還付されること等があります。

一旦本人から徴収するか、徴収しないかは会社が状況により決定しましょう。

● 同月得喪は通常の処理と異なる部分がありますので、給与からの保険料控除は注意して行いましょう。



注目 最低賃金が決まりました。詳細はあおぞらレター250号をご覧ください。
<http://sr-aozora.biz/contents/letter/250.pdf>



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277